

2023年8月18日

各 位

会 社 名 笹 徳 印 刷 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 杉 山 昌 樹
(コード番号：3958東証スタンダード市場・名証メイン市場)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 丹 羽 尊 士
管理統括・管理本部長
(TEL 0562-97-1111)

自己株式の処分並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2023年8月18日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所スタンダード市場及び名古屋証券取引所メイン市場への上場に伴う公募による自己株式の処分並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による自己株式の処分の件

- | | | |
|--|---|----------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 500,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定（2023年9月4日の取締役会で決定する。） | |
| (3) 払込期日 | 2023年9月21日（木曜日） | |
| (4) 募集方法 | 処分価格（募集価格）での一般募集とし、東海東京証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、大和証券株式会社、株式会社SBI証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、楽天証券株式会社、岡三証券株式会社及び安藤証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は処分価格（募集価格）と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この公募による自己株式の処分を中止する。 | |
| (5) 処分価格
(募集価格) | 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2023年9月13日に決定する。） | |
| (6) 申込期間 | 2023年9月14日（木曜日）から
2023年9月20日（水曜日）まで | |
| (7) 申込株数単位 | 100株 | |
| (8) 株式受渡期日 | 2023年9月22日（金曜日） | |
| (9) 前記各項を除くほか、この公募による自己株式の処分に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | | |
| (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- | | | |
|--|---|------------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 1,253,900株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 東京都中央区銀座五丁目12番8号 王子ホールディングス1号館6階
王子マテリア株式会社 | 400,000株 |
| | 名古屋市天白区
杉山 妙子 | 309,900株 |
| | 東京都中央区明石町六丁目24番
国際紙パルプ商事株式会社 | 250,000株 |
| | 名古屋市天白区
杉山 昭作 | 194,000株 |
| | 東京都中央区日本橋三丁目7番20号 ディーアイシービル
D I C株式会社 | 100,000株 |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向け売出しとし、東海東京証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。 | |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記1.における処分価格（募集価格）と同一となる。） | |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1.における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1.における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1.における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | | |

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- | | | |
|--|--------------------------------|--------------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 263,000株（上限） |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
東海東京証券株式会社 | 263,000株（上限） |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向け売出しである。 | |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記1.における処分価格（募集価格）と同一となる。） | |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1.における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1.における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1.における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

4. 第三者割当による自己株式の処分の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 263,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1.における払込金額と同一とする。）
- (3) 申込期日 2023年10月24日（火曜日）
- (4) 払込期日 2023年10月25日（水曜日）
- (5) 割当方法 割当価格で東海東京証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本第三者割当による自己株式の処分を中止する。
- (6) 割当価格 未定（上記1.における引受価額と同一とする。）
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 前記申込期日までに申込みのない株式については、本第三者割当による自己株式の処分を打ち切るものとする。
- (9) 前記各項を除くほか、本第三者割当による自己株式の処分に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (10) 上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当による自己株式の処分も中止する。

5. 親引けの件

上記1.の公募による自己株式の処分にあたり、当社は、東海東京証券株式会社に対し、引受株式数のうち、70,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による自己株式の処分及び株式売出しの概要

- (1) 募集株式の数及び売出株式数
- | | | | |
|----------|------|-------------------|--------------|
| ① 募集株式の数 | 普通株式 | | 500,000株 |
| ② 売出株式数 | 普通株式 | 引受人の買取引受による売出し | 1,253,900株 |
| | | オーバーアロットメントによる売出し | 263,000株 (※) |
- (2) 需要の申告期間 2023年9月6日（水曜日）から
2023年9月12日（火曜日）まで
- (3) 価格決定日 2023年9月13日（水曜日）
（処分価格（募集価格）及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。）
- (4) 募集・売出期間 2023年9月14日（木曜日）から
2023年9月20日（水曜日）まで
- (5) 払込期日 2023年9月21日（木曜日）
- (6) 株式受渡期日 2023年9月22日（金曜日）

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、東海東京証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、東海東京証券株式会社が当社株主であるすぐるラボ株式会社（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2023年8月18日開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式263,000株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件第三者割当」という。）を行うことを決議しております。

また、東海東京証券株式会社は、2023年9月22日から2023年10月20日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所又は名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限（上限株式数）とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

東海東京証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数が減少する、または自己株式の処分そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の公募による自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	1,187,986株
公募による自己株式の処分株式数	500,000株
公募による自己株式の処分後の自己株式数	687,986株

(注) 今回の公募による自己株式の処分に当たり、発行済株式総数は変動いたしません。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 今回の第三者割当による自己株式の処分による自己株式数の推移

公募による自己株式の処分後の自己株式数	687,986株
第三者割当による自己株式の処分株式数	263,000株
第三者割当による自己株式の処分後の自己株式数	424,986株

(注) 第三者割当による自己株式の処分株式数及び第三者割当による自己株式の処分後の自己株式数は、上記「4. 第三者割当による自己株式の処分の件」の募集株式数の全数に対して、東海東京証券株式会社から申し込みがあり、自己株式の処分がなされた場合の数値であります。

4. 調達資金の使途

今回の公募による自己株式の処分における手取概算額319,600千円（*）については、第三者割当による自己株式の処分における手取概算額上限171,791千円（*）と合わせた手取概算額合計上限491,391千円を、設備資金に充当する予定であります。具体的には以下のとおりであります。

2024年6月期において、関東工場における製造設備の投資資金として410,800千円、本社工場における製造設備の投資資金として80,000千円を充当する予定であります。

なお、上記使途以外の残額は、既存の借入金の一部返済資金に充当する方針であります。現時点で具体化している事項はありません。

具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等にて運用する予定であります。

* 有価証券届出書提出時における想定発行価格710円を基礎として算出した見込額であります。

5. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、利益配分については、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様へ安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、中長期的な観点から成長が見込まれる分野の事業拡大に向けた設備投資や研究開発を中心に有効利用してまいりたいと考えております。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上場後は株主利益の最大化と内部留保のバランスを図りながら、業績動向及び財政状態等を総合的に判断した上で、配当性向30%を目途に配当を実施していく方針であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2020年6月期	2021年6月期	2022年6月期
1株当たり当期純利益	39.58円	48.30円	85.77円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	5円 (—)	5円 (—)	5円 (—)
実績配当性向	12.2%	10.3%	5.8%
自己資本当期純利益率	3.5%	5.2%	6.9%
純資産配当率	0.5%	0.4%	0.4%

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産（期首・期末の平均）で除した数値であります。

6. ロックアップについて

上記1. の公募による自己株式の処分並びに上記2. の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、貸株人であるすぐるラボ株式会社、売出人である王子マテリア株式会社、国際紙パルプ商事株式会社及びD I C株式会社並びに当社株主である杉山卓繁、杉山昌樹、有限会社聡明、杉山翔太、杉山文香、杉山昭仁、菅野寿和子、白木邦昭、杉山晶子、岩元隆久、朝比奈史朗、伊藤幸、箭原良彦、杉浦茂樹、柴田和範、吉田俊也、坪内嘉典、加藤功、畔柳直樹、丹羽尊士及び市川充は、東海東京証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2024年3月19日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、上記2. の引受人の買取引受による売出し及び上記3. のオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は東海東京証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行（自己株式の処分を含む）、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、上記1. の公募による自己株式の処分、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及び上記3. のオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2023年8月18日開催の当社取締役会において決議された東海東京証券株式会社を割当先とする第三者割当等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、東海東京証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

7. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「5. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。